(緊急事態宣言対象区域解除後) 新型コロナウイルス感染防止の徹底について

新型コロナウイルス感染防止の取組に関しては、5月14日に大分県を含む39県が緊急事態宣言対象区域から解除され、この中には、特定警戒都道府県に指定されていた隣県の福岡県も含まれています。

本県におきましては、中津市で家族5人の感染が分かった4月21日を最後に、感染者が発生しておらず、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束が期待されているところですが、学生の皆さんは、5月11日にお知らせした「新型コロナウイルス感染防止の徹底について」に加え、5月31日(日)までの間は、下記の内容にも十分注意し、引き続き感染防止の徹底に努めてください。

記

- ①県境を越えた不要不急の移動を自粛すること。
- ②特定警戒都道府県(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県) から帰県した場合は、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が 疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること。(注1)
- ③日々の暮らしにおいては、入念な手洗いや咳エチケットはもとより、外出時はマスクを着用する、遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ、人との距離はできるだけ2m空ける、会話する際は対面を避けるなど、「新しい生活様式」を実践すること。
- ④散歩はもちろん、買い物、レストランや居酒屋等の飲食などは差し支えないが、その場合において「3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話)」が重ならないよう、店舗や客において十分注意すること。
- ⑤発熱や風邪の症状がある場合は、無理をせず学校を休み、外出を控えること。(学校への 連絡必須)
 - (注1)本校では当面、特定警戒都道府県以外の区域からの帰県についても、帰県後2週間 は健康観察票により毎朝の体温記録や体調管理記録を行うものとする。

以上